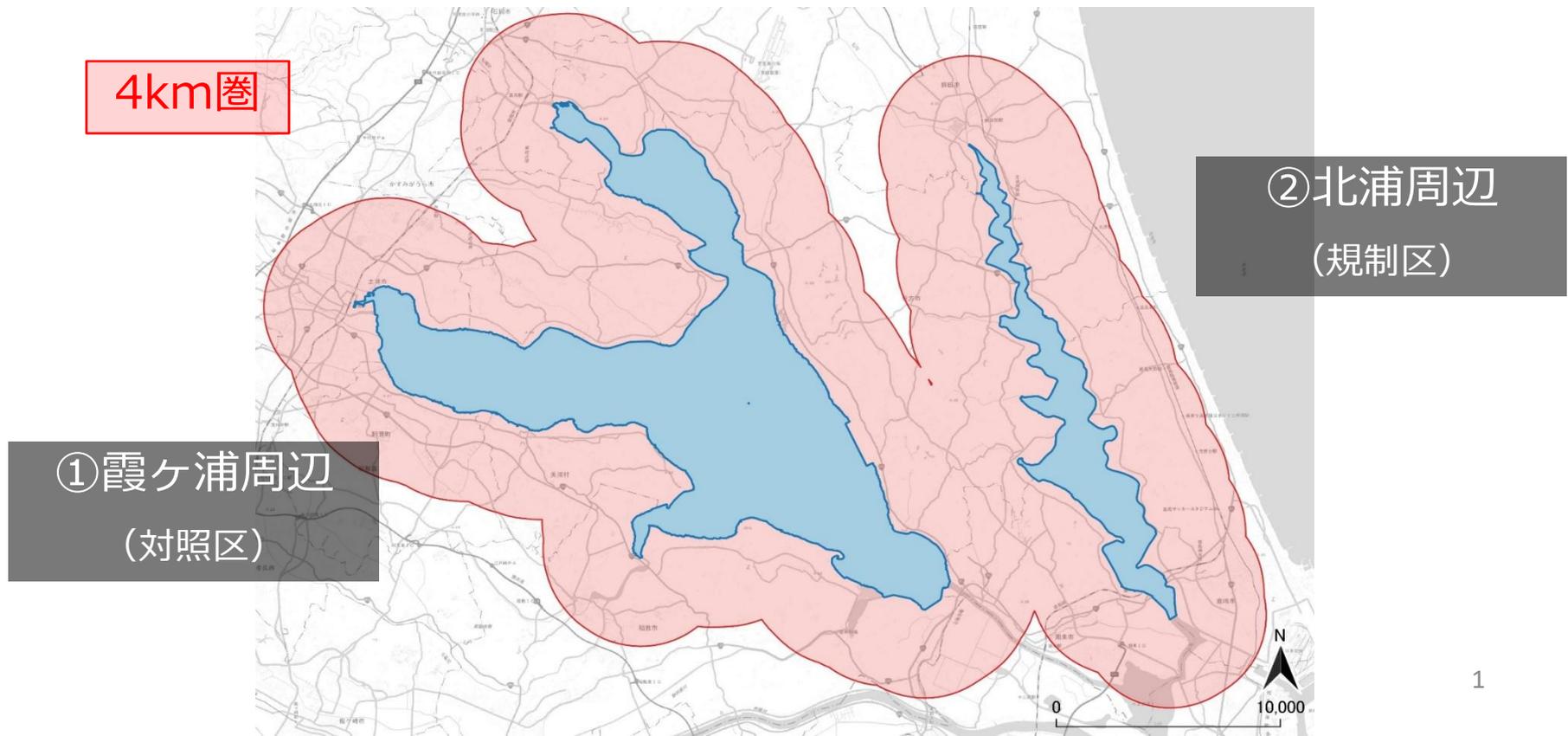


モデル地域での社会実装検討

- 茨城県（水鳥の系モデル地域）での規制の実施等
 - ・ 指定猟法禁止区域の指定
 - ・ 規制区での看板の設置
 - ・ 試射会実施状況
 - ・ 普及啓発見回りの実施

水鳥の系モデル地域（茨城県）での規制区域の指定

- 鳥類の鉛汚染影響評価検討会（R3～R6年度まで実施）において、水鳥の系のモデル地域として茨城県、霞ヶ浦・北浦が選定された。
- カモ類の移動範囲から対象範囲は汀線から4kmとした。
- 北浦周辺を、指定猟法禁止区域とし、鉛弾の使用を禁止した。
- 霞ヶ浦周辺を、対照区とし、北浦周辺との比較を行う。



水鳥の系モデル地域（茨城県）での規制区域の指定



②北浦周辺

(規制区)

指定猟法禁止区域の面積：34,717ha

関係市：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、
鉾田市

モデル地域での規制に伴う対応

- 北浦地域における指定猟法禁止区域の指定に伴い、有害駆除捕獲への影響緩和のため下記を実施。

①非鉛弾の試射会

規制区域に該当するカラス、カモ等の有害捕獲に従事する猟友会会員を対象に、非鉛弾に対する誤解の解消、性質を理解してもらうことを目的に試射会を実施。

②非鉛弾の配布

有害駆除捕獲実施者を対象として現場での試射を目的に非鉛弾を配布。

③規制区域における巡視

週2回程度（平日、土日各1回）。

①試射会の実施

開催概要

- 日時 2025年12月5日（金）13：00～16：00
- 場所 茨城県笠間射撃場
- 目的 非鉛弾の特性を理解してもらうことを目的に、茨城県猟友会員を対象に試射会を開催。講義、パターンテスト、選抜者による実射（トラップ射撃）を行った。

- 参加者 計37名
 - ・茨城県猟友会 27名
 - ・茨城県環境政策課 2名
 - ・鉾田市農業振興課 1名
 - ・行方市環境課（現鳥獣害対策課） 2名
 - ・日本猟用資材工業会 1名
 - ・株式会社サイトロンジャパンパイロテクニクス 4名

※規制区域となった北浦区域の猟友会員（神栖支部2名、鉾田支部5名、行方北部支部2名、行方南部支部3名）に弾の配布を行った。

①試射会の実施

➤ 講義

非鉛装弾について理解を深めてもらうことを目的に全国の鉛汚染の状況について説明。

その後、非鉛弾を日頃より使用している、一般社団法人栃木県猟友会事務局長 小堀氏（栃木県公安委員会指定射撃指導員）に非鉛装弾に関する概要をお話しいただいた。



非鉛弾の性質解説



試射後の結果解説（鉛弾、非鉛弾）

①試射会の実施

▶ 選抜者による実射（トラップ射撃）（※）

当初、「当たらないのでは」という意見もあったが、試射の結果、射手からは鉛装弾・非鉛装弾ともに的中は変わらず、性能に大きな違いはないとの感想が得られた。

※射台から15m離れた放出口から発射されるクレーを撃ち落とすクレー射撃の1種。

※今回は試射のため、通常の競技方法ではなく、クレーの発射方向は正面のみ、発砲も1枚につき1発とした。

▶ パターンテスト（※）

各自の使用する銃で撃った際の弾の飛び方等、弾の性能ではなく特性を理解することを目的にパターンテストを行った。

※銃や弾の特性を知るために行うテストであり、一定の距離に設置した的に向かって発砲し、的への着弾率と散弾の分散パターンを確認する。本来は架台やバイポッドなどに銃を委託し、安定させた状態で実施するが、今回は射場の設備の関係上、立射で実施。

②現場試射用の非鉛弾の配布

アンケートと非鉛弾の配布

今年度より規制区域となった北浦周辺で有害捕獲事業を実施する猟友会員に向け、捕獲現場での試射を目的とした非鉛弾の配布と使用状況の聞き取りのためのアンケートを配布した。アンケートは**今年度中にいったん集計予定**。

非鉛装弾 使用に関するアンケート

非鉛装弾について、使用感に関するアンケートにご協力をお願いします。
該当するものを○で囲んでください。

① ご所属の支部についてお教えてください。

- 銚田支部 ・ 鹿嶋支部 ・ 神栖支部 ・ 波崎支部
- 行方北部支部 ・ 行方南部支部 ・ その他支部

② あなたの年齢をお教えてください。

- 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代
- 60代 ・ 70代 ・ 80代以上

③ 通常使用している銃の口径を教えてください

- 12番 ・ 20番 ・ その他()

④ 使用している銃はSP(steelproof 鉄弾対応)マークがありますか

- ある ・ ない ・ わからない

⑤ ④で「ない・わからない」を回答された方は使用している銃器の絞りについて教えてください。複数お持ちの場合は該当するものすべてに○をつけてください。

- ①固定式チョーク ・ ②交換式チョーク

お持ちの銃の銃身の絞りをすべて教えてください。
シリンダー・スキート・1/4・1/2・3/4・フル

⑥ 配布を受けた号数について教えてください。

- ビスマス(4号 ・ 6号) ・ ソフトスチール(3号 ・ 5号)

⑦ 捕獲した鳥獣についてお教えてください。

- カモ類 ・ カラス ・ その他鳥類

⑧ 非鉛装弾を使用する前は、どんな印象がありましたか。

- 鉛弾と非鉛弾は特に違いはない ・ 鉛弾に比べて当たらなさそう
- 反動が鉛弾と違いそう(強そう、あるいは弱そう) ・ その他不安感

⑨ 使用後の感想

- 鉛装弾との違いは感じなかった ・ 使いやすかった
- 使いにくかった ・ 反動が鉛弾と違った ・ 当たらなかった

⑩ 非鉛装弾を使用して、何か感想があればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

③普及啓発巡視の状況

- 目的：規制の順守状況の確認、普及啓発
- 対象地域：北浦の規制区域一帯
- 猟期期間（11/15～2/15）に週2回（平日、土日各1回）
- 区域内で狩猟者を見かけた場合は規制が開始されたことの周知およびチラシ（右図）を配布。

令和7年11月1日から
北浦周辺が
指定猟法禁止区域
(鉛製散弾の使用禁止)
に指定されました

指定の目的——
鳥類の鉛中毒の発生を
ゼロとするため

規制の対象——
鉛製散弾
(散弾銃に使用される鉛スラッグ弾等含む)

違反した場合 ——
6月以下の懲役または
50万円以下の罰金に
処されます

狩猟者の皆さんにおかれましては
安全で適正な狩猟をお願いします。

規制区域は裏面をご覧ください

